

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第1回）議事概要

日時：2017年11月7日（火）16時～18時

場所：総務省8階第1特別会議室

出席者：

構成員）宍戸座長、井上構成員、加毛構成員、越塚構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、日諸構成員、古谷構成員、森構成員、若目田構成員

オブザーバー）一般社団法人データ流通推進協議会

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局
事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料1-1「情報信託機能の認定スキームのあり方に関する検討会開催要項（案）」について事務局より説明。

□資料1-2『「情報信託機能の認定スキームのあり方に関する検討会」の論点について』について事務局より説明。

□意見交換

<契約で合意を行うことについて>

●「代位」とは弁済代位、債権者代位、法定代位といった別の人の権利をある地位に基づいて当然に行使するということだがその表現でよいのか。第三者提供同意との関係では、代理権を与えられているということではないか。

●民法の問題でもあるが、それ以前に、そもそも個人情報保護法に基づく本人の同意を他人が代わって行うことができるのか。

●「代理人が個人にかわって第三者提供の同意を行うこと」ができるとなっており、ガイドライン上、承諾の意思表示であるとされており、法定代理に限らず任意代理もできるとの認識。

●「代位」という言葉は違和感。合意や同意について、保護法16条のものなのか、23条の第三者提供の同意なのか、法律構成について問題に応じて適用条文が変わってくる。

●そもそも契約関係がなぜ前提となっているのか。信用情報機関のスキームはユーザーとの契約は不要。

●ご指摘のあった信用情報機関は、データホルダーであるクレジットカード会社からデータを集める事業者であり、個人とは直接的な関係を持たないと理解。

●IT室検討会でも包括的同意について、全部お任せというものから、一定の条件を個人が判断するという松竹梅のメニューも想定されるのではという議論もあった。

●有効な同意とするために、包括的な同意の内容をわかりやすく示すことが重要。例えば、

包括的な同意を得た上で、個別の提供については契約等で整理するということもありうる。

●「契約上の合意」は個人と情報銀行との契約であるが基本的信頼関係について、消費者が合意として委ね、契約できるよう支援する仕組みが背景に必要ではないか。

<ユースケースの具体化の必要性>

●背景となるユースケースがわからないと判断ができない場合がある。どのような分野、どのような事業でのユースケースかを想定した議論とすべき。

<消費者救済、ユーザーインターフェースについて>

●どのような便益がユーザーにもたらされるのかに関して、細かなサービスについてではなく、情報管理の根本に関する議論も重要。

●契約や合意の内容について、消費者側が専門性をもたない中で議論できない。

●情報仲介機能を通じた個人情報利活用の円滑化という視点からは、ある程度の包括的合意を認めることが必須であるが、対象となる情報の範囲やレベルに応じた包括同意の可否判断にあたり、消費者側のリテラシーには差があるため、一般的に包括合意を許容する範囲の限界はどこかを、あらかじめ見定めておく必要はあるだろう。

<本検討会の範囲>

●個人に都度確認するような形態は、今回の情報銀行の想定範囲外か？個別に承諾を得て行うのであれば今でもできるので、そうであれば議論の対象から切り分けてもよいのでは。

●本人と同等といえるか、資料では本人が判断することは無理なので、全て丸々信託してしまっているように見えるが、どこまでだったら良いかには幅があるため、そのような点も論点としてはどうか。

<約款のあり方（トレーサビリティ、撤回権などについて）>

●代理人を利用できると考える場合、本人が撤回権を有する点に留意。具体的イメージが必要だが、あるサービスを提供するとき、後に撤回できるとすると困るサービスと、提供先にまで追跡できることがメリットとなるサービスでは、論ずべき問題の性格が異なる。それも踏まえて約款に何を盛り込むか。

●撤回権について、対象となる情報は、基本的に個人との同意のもとに流通しているため、それを遡って撤回し、情報利活用事業者に消去させる義務は、同意時点で約款でそのような契約内容になっていない限りは発生しない。ユーザーのリテラシーの成熟度との関係で、ビジネスモデル上の問題として、どこまで追跡・消去することを認定対象に対して勧奨するかは論点。

●生活者が個人情報を預けると便益につながる仕組み、例えば、情報のトレーサビリティが

あるというのが、ここを使い、合意すると安全、安心に繋がるモチベーションになるということはあるのではないか。

- 情報やサービスの精度を向上していくことを考えると、ビジネス作る場合データを統計化していく。撤回に対応しなければならないと、使わないということになりかねない。
- 統計になれば個人情報とはならないので、トレーサブルでなくてもよい。良い情報銀行を認定するという点に関して、トレーサブルであること、コントロールできるかということは、ある程度重要。
- ビジネス上の売りになるというようなことはあるかもしれない。ミニマム機能と、最大限認める場合の機能を類型化して検討してはどうか。
- ユーザーインターフェースの観点から、認定団体が定める定型約款と、個別事業者の約款で別契約なのは不便なので一つにすべきではないか。
- 個別事業と情報銀行の業務の関係で、利益相反などがありえるのでその検討が必要。契約で書いておけばよいという議論や、組織を分けるということも観点としてあるのでは。
- 利益相反について、どのくらい情報銀行ができるのかにより競争法の観点でも議論がある。
- IT室とりまとめでは、PDSや情報銀行は排他的ではない旨記載しており、データホルダーがPDS的なものを作ることもイメージしていた。
- 「定型約款」は議論も様々ありどういう運用になるかわからないので、それを元に組み立ててはしごをはずされないようにすべき。

＜個人との間で必要となる機能について＞

- 今回の検討会のテーマは認定スキーム。どういうものが良い情報銀行か。消費者の方を向いている話。トレーサブル、コントローラブル、ポータブルであるか、という議論と、どういう約束をすべきであるか、といった側面、情報銀行がそもそもどういったものというよりも、認定スキームをどうするかといったことを考える必要あり。
- 例えばGAFAが、データ流通する事業者に特化できるかといったら、そうではなく、エコシステム内でデータは流通するもの。情報銀行に「公益性」とあるが、媒介する主体が合わせてサービスを提供をしてよいか、公益性と抵触しないか、便利・メリットと感じるサービスを提供すれば公益性か。
- 認定を受ける情報銀行が、ポータビリティなどの機能を必ずもっていなければならないというよりは、消費者に対して、分かりやすい物差しで、消費者に対してレポートしたり、ポータビリティを持っていることを述べる、そういったことを示すというのを推進する必要があるのではないか。
- 個人のメリットとして、今の情報過多で迷惑なメールなどがおこなれるなどの状態、不具合が、情報銀行を使うことで改善されるということを消費者の視点から議論できるのではないか。

●情報銀行なり PDS なりがデータポータビリティ、データ削除確保などについて、取り組んでいるかといったことをできる限り一つの物差しで消費者が判断できることが大事ではないか。

●機能ごとに示すことが大事。ゼロか百かではないのではないか。例えばマンションの性能を示すようにポータビリティ、安全管理措置についてそれぞれ示しているイメージ。

<情報銀行に求められる要件・機能について>

●消費者の立場と事業者の立場の真ん中をとることもあるが、PDS という消費者寄りのものもあるし、もっと事業者寄りもある。情報銀行の機能としてどちらかに寄ったものも含まれるのではないか。

●一つの物差しで認定・監督することは現実的か。どのような形で情報を利用するのかと密接に関係。あるサービスについてはある基準、別のサービスには別の基準ということはある、その場合ベストプラクティスを見ていくしかなくなる。

●ユースケースを考えないと機能や要件がわからないのはそのとおりで、どういう機能を最低限実装すべきかを議論しなければまとまらないのではないか。

<経営体制ガバナンスについて>

●消費者の行動に沿った経営・ガバナンスの仕組みを作ることが必要。消費者側からすると、契約前、契約中契約後に分けて要件を説明するなど。ビジネスのためという目的が大きいのではという不安がある。

●大切な情報に関して経営の持続可能性も重要。儲からないからすぐやめますということはあるはならない。国の関与など含めてどう担保するかの方策も必要。既にデータをもっている事業者と新たに取得する事業者では必要となる要件も変わるので、ユースケースが必要。

<データの信頼性・事業者認証など機能面について>

●情報銀行に提供されるデータが信頼できる情報か、新しい情報を提供できるシステムになっているのかという要素も重要。これを確保した体制が望ましいのではないか。

●預かる立場からすると、登録する側の情報の確からしさ。預ける立場からすると、事業者側の認証や、提供する機能の質なども議論すべきではないか。

●論点を絞るべき。情報銀行でなくてもできることについては、個々で議論する必要はないのではないか。

●データホルダー側の情報提供の品質を認定に含めるかは、一緒にしたくない。消費者に対する第三者認証について、今回の検討会で検討するものとの認識。サービスのレベルについても対象となると、消費者側・事業者側双方に品質も約束しなければならなくなり、切り離れた方がよい。消費者との側で、どのような事業者にまかせるかという整理。

＜情報銀行という名称などについて＞

●「銀行」というアナロジーでいうと、銀行に対するイメージが入ってきてしまう。どういった情報をもつ、情報を更新するか、ユーザーという存在とはどのような情報をやり取りすべきか具体的なユースケースの想定が必要。

＜認定の実効性担保について＞

●認定された情報銀行が、違反することも想定されるが、違反する前の情報開示について定める必要がある。ルールどおりできているのか、自浄作用の観点から情報開示とセットにすることが必要。

●認定団体自体の認定スキームや、認定団体が乱立した場合に競争するのか、認定団体が情報銀行の認定と似たようなことをしている場合に、誰がどのような認定をしてくのか、どういった裏付けがあるのか、といったことも議論していただきたい。

＜情報銀行の立ち上がり方、形態について＞

●情報銀行の立ち上がり方については、プレイヤーは、②の既に情報を保有している場合が多くなると思われる。既に情報を多量に保有しているところ同士のアライアンス関係を前提として、POS データなどの、保有者間が共有することで各社のマーケティング精度が互いに上げられるような種類の情報を対象に、情報仲介機能が立ち上がるパターンもありうるのではないかと。このような観点で、定義を縛りすぎること、阻害されないような想定も必要。

●今の意見は、「情報をもっているところ」に誘導するおそれがある。既に情報を持っているのであれば、既存の枠組みでやれば良い。一概に限定しないほうがよい。

以 上